

## 反社会的勢力等への対応に関する規則

制定：平成23年3月1日

改正：平成31年4月1日

### 第1章 総則

#### (目的等)

第1条 この規則は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力(以下、「反社」という。)等との取引排除に関して、当組合全体として対応を進めるべく、基本対応、態勢等に関する事項を定め、当組合の健全な経営を確保することを目的とする。

2 この規則は、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」の下位に位置する基本規程である。

#### (定義)

第2条 この規則において「反社」とは次の(1)および(2)を、「反社等」とは次の(1)から(3)をいう。

(1) 以下に該当する団体および個人

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)
- ② 以下に該当する関係を有する者
  - (ア) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係
  - (イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係
  - (ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
  - (エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
  - (オ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係

(2) 以下に該当する行為を行う団体および個人

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- ⑤ その他①から④に掲げる行為に準ずる行為

(3) 暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団および個人(凍結口座名義人等詐欺等犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等)

## 第2章 実施内容・役割

(反社排除等にかかる基本対応)

第3条 当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社とは取引関係を含め、排除の姿勢をもって対応し、反社による不当要求については確固たる信念をもって拒絶する。反社との取引排除に向けては民事・刑事上の両面からの法的な対応も実施する。また、所轄警察署・弁護士等の外部専門機関（以下、「外部専門機関」という。）とも連携をとり、反社への資金提供は一切行わない。事実隠蔽等のために反社との裏取引は一切行わない。

2 当組合は、契約締結に際して、原則暴力団排除条項を導入し、反社が取引先となることを未然に防止するとともに、契約締結後に相手方が反社であることが判明した場合等に、速やかに取引関係を解消する。

3 反社等との取引排除にかかる基本対応は次のとおりとする。

### (1) 信用事業取引

#### ① 新規取引

別に定める方法により取引の相手方の確認を実施する。相手方が反社等である場合には、契約の締結等新規取引は行わない。

#### ② 既往取引

(ア) 当組合が、反社と知らずに何らかの取引関係を有してしまった場合には、相手が反社であると判明した時点で、速やかに取引関係を解消する。

(イ) 反社と関係が無かった取引先等が反社の影響下に入った場合等についても、上記(ア)と同様にそれが判明した時点で、速やかに取引を解消する。

(ウ) 上記(ア)、(イ)による既往取引先との取引解消に際しては、当組合役職員の安全確保に留意し、該当する取引契約における暴力団排除条項の有無、取引経緯や取引内容等を踏まえ、外部専門機関と十分連携のうえで、個別事案ごとに方針を策定し組織的な対応を行う。

(エ) 既往取引先が、事後的に、当組合として排除すべき「暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団および個人」であることが判明した場合は、原則として反社に準じた対応を行う。

(オ) (エ)において、暴力団との関係が明確でない場合、属性要件に基づく暴力団排除条項の適用が困難であること、行為要件の適用について慎重な判断が求められること等、反社とは異なる排除方策が必要となる可能性があることから、方策の検討段階から、外部専門機関と相談・連携のうえ、方針を策定し組織的な対応を行う。

### (2) 共済事業取引

#### ① 契約引受時

別に定める各共済の引受基準等により取扱いを判断する。

#### ② 共済金等の支払時

請求者の属性、請求内容等を考慮し、取扱いを判断する。

### (3) 経済・その他事業取引およびその他の取引

#### ① 新規取引

新規取引契約時には、取引の相手方に対し適切な注意を払う。相手方が反社であると判明し

た場合には、反社に対して資金や便益を提供しないと考えられる取引を除き、新規取引は行わない。

② 既往取引

既往取引先について反社であると判明した場合は、反社に対して資金や便益を提供しないと考えられる取引を除き、業務の性質等諸般の事情を考慮しつつ速やかな取引解消を図る。

(4) 組合員との関係

① 新規加入

新規加入者について適切な注意を払い、相手方が反社であると判明した場合には、定款の規定に基づき、加入拒否を実施する。

② 既存の組合員との関係

組合員について反社であると判明した場合は、定款の規定に基づき、資格喪失による当然脱退または除名による関係解消を図る。

(5) 職員の採用

職員の採用にあたっては、反社に該当しないことを確認し、反社であると判明した場合には採用しない。

4 当組合の子会社等への対応

当組合の子会社等（農業協同組合法に定める子会社および持分法適用の関連法人等をいう。）の反社との取引排除にかかる対応については、企画担当部署、コンプライアンス担当部署が連携のうえサポートを実施する。

第3章 反社等排除の態勢

(理事会)

第4条 理事会は、組合のコンプライアンス態勢の一環として、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に沿った適切な態勢整備について、最終的な責任を負う。

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）は、前条の理事会の責任を果たすために、反社等との取引排除態勢の整備にかかる企画、推進および進捗管理に関する重要事項を協議または報告事項とするとともに、必要に応じて理事会に付議または報告する。

2 コンプライアンス担当部署は、委員会の事務局として、反社等との取引排除の取組みの推進および進捗管理について、関係部署に対して助言、指導を行う。

(組織態勢)

第6条 反社等との取引排除にかかる組織態勢は次のとおりとする。

(1) 反社等との取引排除にかかる統括責任者は、コンプライアンス担当理事とする。コンプライアンス担当理事は、反社等との取引排除にかかる態勢を適切に整備する責任を負う。

(2) 反社等との取引排除にかかる主管部署は、コンプライアンス担当部署とする。主管部署長は、

統括責任者の指示を適宜受けながら、関係部署と連携して、反社等との取引排除に取り組む。

(主管部署等の役割)

第7条 反社等との取引排除（削除）にかかる主管部署等の態勢は次のとおりとする。

(1) 主管部署の役割

- ① 反社等情報データベースの構築および継続的な情報収集による逐次の更新、データベース登録情報の適切な運営・管理
- ② 所管部署で実施する反社等に該当するか否かの判断にかかる協議
- ③ 部・支店・事務所等における反社からの干渉への対応に関する指導、助言
- ④ 部・支店・事務所等の反社等との取引排除（削除）にかかる対応状況の把握
- ⑤ 反社等との取引排除（削除）にかかる対応状況（削除）の委員会等への報告
- ⑥ 本店における外部専門機関との関係維持
- ⑦ 定期的な役職員向け研修の開催、指導

(2) 所管部署とその役割

① 各取引の所管部署は次のとおりとする。

	取引	所管部署
(ア)	信用事業取引	信用事業部
(イ)	共済事業取引	共済事業部
(ウ)	経済事業取引	経済事業部・生活施設事業部
(エ)	営農事業取引	営農事業部
(オ)	畜産事業取引	畜産事業部
(カ)	管理部門取引および組合員管理	管理部

② 所管部署は次の対応を実施する。

(ア) 関係規程の主管部署合議による整備

(イ) 取引先が反社等の疑いがある場合の調査の実施および反社である場合の部・支店・事務所等との協議を踏まえた対処方針の策定

なお、信用事業取引先にかかる対処方針の策定については、所管部署、主管部署合議により、別に定める。

(ウ) (イ) の対処方針に従った支店・事務所等における管理・対応状況の確認および取りまとめ、取りまとめ結果の主管部署への報告

(エ) 支店・事務所等の窓口等に反社の介入等がなされた場合の指導・助言

③ 所管部署は、② (イ) に関して取引先について反社等もしくはその疑いがあることが判明した旨、部店から報告を受けた場合は速やかに主管部署に報告する。

(3) 部・支店・事務所等における態勢とその役割

① マネロン・反社等排除責任者

(ア) マネロン・反社等排除責任者は、(削除)部・支店・事業所等の長とする。

(イ) マネロン・反社等排除責任者は、取引先が反社等、もしくはその疑いがあることが判明した場合は、速やかに所管部署へ報告する。

(ウ) マネロン・反社等排除責任者は、窓口等に反社の介入等がなされた場合には、速やかに所

管部署、主管部署宛報告し、対応協議を実施するとともに、外部専門機関とも連携した対応を行う。

(エ) マネロン・反社等排除責任者は、部・支店・事務所等で入手した反社等情報を定期的に主管部署へ報告する。

② マネロン・反社等排除管理者

(ア) マネロン・反社等排除責任者は、次長、支店次長、事務所次長（削除）等のうち、マネロン・反社等排除管理者を指名する。なお、マネロン・反社等排除管理者は、別途定める防犯要領における防犯管理者との兼務を妨げない。

(イ) マネロン・反社等排除管理者は反社等に対抗し、マネロン・反社等排除責任者の指示のもと、関係部署、主管部署、または外部専門機関とも連携のうえ、各事業の取引の性質等に応じた適切な対応を行うとともに、窓口等への介入等に関して具体的な対応を行う。

(ウ) 支店、事業所等のマネロン・反社等排除管理者は、有事の際に備え、外部専門機関との関係維持に努めるものとする。

(エ) マネロン・反社等排除管理者は、外部専門機関から反社等にかかる情報を得た場合は、マネロン・反社等排除責任者に報告する。

③ マネロン・反社等排除担当者

(ア) マネロン・反社等排除責任者は、取引担当者からマネロン・反社等排除担当者を指名する。

(イ) マネロン・反社等排除担当者は第3条に定める基本的対応に基づき、各事業の取引の性質等に応じた適切な対応を行う。

(ウ) マネロン・反社等排除担当者は取引先が反社であることが判明した場合、マネロン・反社等排除管理者およびマネロン・反社等排除責任者と対応について協議し、対処方針に基づき、取引解消までの対応・管理を行う。管理状況については定期的に所管部署に報告する。

(理事会等への報告等)

第8条 次の各号に掲げる事項について、主管部署長は、速やかに理事長、専務理事、コンプライアンス担当理事に報告する。その後、第3項に基づき委員会に報告する。

(1) 反社からの不当要求等がなされた場合

(2) 反社との取引が判明した場合

(3) その他、反社との取引に関して、緊急かつ当組合経営に重大な影響があると判断される場合等

2 反社との取引に関する重要な事項等について、主管部署長は、委員会で協議する。協議の結果を踏まえ、コンプライアンス担当理事は、必要に応じて理事会へ付議または報告する。

3 次の各号に掲げる事項について、主管部署長は四半期ごと、または必要に応じ、委員会へ報告する。コンプライアンス担当理事は、委員会への報告内容について、理事会に報告する。

(1) 反社等との取引排除にかかる対応状況

(2) その他、反社との取引に関する必要な事項等

(改廃)

第9条 この規則の改廃は委員会で協議し、協議の結果を踏まえ、理事会の決議をもって行う。

附則（平成23年3月1日）

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

附則（平成24年7月6日）

この規則の一部改正は、平成24年7月6日から施行する。

附則（平成25年3月25日）

この規則の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成26年1月28日）

この規則の一部改正は、平成26年2月1日から施行する。

附則（平成28年8月22日）

この規則の一部改正は、平成28年8月1日から施行する。

附則（平成28年10月20日）

この規則の一部改正は、平成28年10月1日から施行する。

附則（平成29年4月12日）

この規則の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成31年2月22日）

この規則の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。